

衆甲第 七 號

案 起 昭和三十三年二月十日
決 昭和三十三年二月十一日
行 施 昭和三十三年二月十一日

内閣官房長官
白田平次郎

昭和三十三年二月十三日

内閣官房長官

内事局長官
大藏次官
商工次官
宛(各通)

衆議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があつたか

内事局宛
第一項
大蔵省宛
第二項
商工省宛
第三項

ら、別紙第 項記載の記録を貴廳において作製の上來
る二月十八日迄に内閣官房宛各五十五部提出せられる
よう取計らわれたく命によつて通知する。

衆議院第五六三號

別紙記載の記録本院の不当財産取引調査特別委員会において調査上
必要であるから五十部宛二月十九日までに提出ありたい。
右憲法第六十二條及び國會法第百四條によつて要求する。
昭和二十三年二月十二日

衆議院議長 松岡 駒



内閣總理大臣 片山 哲殿



衆議院

一 廣島縣經濟防犯課で取調べたる増岡組、川波造船所及び水野造船所
に關する一切の調書、及び吳海軍工廠兵器處理に關し日鐵兵器處理
部吳中國支部より運搬下請をなしたる富島組の運搬關係書類

一 大藏省國有財産局より終戰直後から拂下げた品目、數量、價格、拂
下げ年月日及び拂下げ先及び現在所有の品目、數量、價格

一 日本金屬配給統制株式会社及び輕金屬需給組合より終戰直後拂下げ
た金屬及び貴金屬類の品目、數量、價格、拂下げ年月日及び拂下げ
先

調查特別委員會

提出次資料

供覽

防弁集三七弭

昭和二十三年二月十六日

廣興縣志

內事苟防犯課長殿

[illegible]

衆議院(不局財産部引) 調査特別委員会へ提出資料

供覧

逓防至第ミヒ七第

昭和二十三年二月十六日

廣島縣警務部長

内事局防犯課長殿

増岡組日鉄田兵器受取部其他の検挙状況
報告に付

昭和二十三年二月十三日第一三二一五番電を以て御指示に係る旨
題の件別紙添附の通りでありますから報告致します

本資料は衆議院から要求あり内
事局長官へ提出方内閣官房長官
へ要求したものであるが説明の
必要ありと認め内閣を経由せず直接衆
議院へ提出した趣である。(内事局
防犯課長事務官持参)

57 四三八八

一、経済防犯課で取調べた増岡組の事件について

(1) 増岡組取調べに至る端緒

経済防犯課隠匿物資係に於て昭和二十二年八月頃より増岡組が元吳海軍工廠内の莫大なる軍需物資を不正に処理して居る風評を聞きし密に内偵中の処遇々

昭和二十二年十月十六日第五地米軍情報部ハーウッド中尉より経済防犯課に対し

一、増岡組の資本金の入手状況並に其の経路

二、増岡組の資材の入手状況並に其の経路

の調査要求があったのを機として今年十月二十九日吳裁判所根津判事から押収搜索令状を受け増岡組本店外八所の搜索を実施し証拠書類を押収し経済防犯課に本部を設置して本格的な捜査に着手した

(四) 取調着手年月日

昭和二十二年十月二十一日

(一) 調査の結果(犯罪事實)

別記(通)

(二) 取調後の状況

被疑者増岡登作は取調の結果昭和二十二年十二月一日より
年十二月十九日に至る間前後十三回に亘り廣島地方検察庁
へ引継ぎ完了せり

二、吳海軍兵器処理に絡む事件について

日鉄臨時兵器処理部(中国支那)へ田軍需物資の横領事犯
は増岡組捜査と関係し経済防犯課捜査係に於て捜査中一
月二十九日警察部庁舎全焼の爲中国支那関係書類を殆
んど焼失した(之等の焼失書類は横領事犯を明らかにする爲
へ日鉄臨時兵器処理部に拘る正当理由として作成上必要なる

ものとして直接証拠書類では無い。大災後有力なる直接書
類の発見又焼失前関係者の取調べにより判明した(之等事犯に基
き二月二日事件は夜察庁に引継ぎ事案の判明せるものは目
下就意同庁に於て取調中である)

田吳工廠島小島石炭約百屯横領事犯

田吳工廠内水銀二十屯約百万円横領事犯

田吳工廠課長の銅屑約六十屯横領事犯

中国支那解散後の職員救済の爲第三會社設立資金充當
の目的で付大課長と主班とする(之等田吳工廠内の銅

屑約二百屯位横領事犯)

田吳工廠内三ツ子島軍需物資電氣部分品機械並大砲屑
等と中国支那役員と吳市近藤組の共謀に依る不正処理

事犯

等である
川南水野各造船所は未だ捜査に着手せず
高島組に就ても捜査未着手の爲早速な運搬物資リストの
作成は困難である

廣島地方検察庁へ引継いだ犯罪事案
第一回 (起訴) (物統) 鐵板販売

被疑者

増岡登作

(一) 昭和三十一年八月頃大阪鐵鋼線株式会社に対し普通圧延鋼材薄アリキ
一製品厚さ三・五毫米、一面四角、一面四分の一のものを三・三毫米、昭和三十一年
三月三日大藏省告示第七七号の指定の統制額より拾万二千百二十
円を超過する代金三十二万四千円を販売し
同年九月頃同所で秘製製作所と秘製重一に対し前同様規格の薄
アリキ五十四屯を前記告示指定の統制額より四十万五千七百四十八錢を超過
する代金七十万二千四百円で販売したるもの

第二回(物統)(起訴) 泥油ドラム缶販売
一被疑者 廣島トロール漁業株式会社

末田政美

齊木

一被疑者末田は法定の除外事項がないのに被疑者會社の業務に關し
營利の目的で

一被疑會社の従業員高橋龜太郎と共謀の上昭和三十一年九月二十六日
項吳市岩方通り一丁目所在同公社に於て小早川某に対し泥油三
千二百立及中古ドラム缶と第二種甲銅板厚一六耗容量二百立亜鉛
鍍金天地熔接のもの十六個を泥油に就いては昭和三十一年九月十四日物
價庁告示第六十五號指定の統制額ドラム缶に就いては同年三月三日
大藏省告示第六十七號指定の販売業者統制額より合計四千九百三十
三圓二十錢を超過する代金八千八百圓を販売し

乙 同年十月中旬頃前同所に於て折出勘市を介し桑田実に対し泥油
十萬六千立及前同様規格の中古ドラム缶五百三十個を右統制額より
合計二十四萬二千五百八十圓を超過する代金三十七萬圓で販売し

子 被疑會社の従業員久松康平と共謀の上同年十月十日頃廣島市
七洲町三百五十五番地所在大工業株式会社に於て同會社に対し泥
油二十四百立及前同様規格の中古ドラム缶十二個を右統制額より合計
千九百四十二圓四十錢を超過する代金八千五百十圓で販売し

ハ 昭和三十一年一月六日頃吳市海岸通り三丁目大平旅館に於て折出
勘市外二名を介し丸差油脂株式会社工業所事小島清に対し泥油
二萬二千立及前同様規格の中古ドラム缶百十個を右統制額より合計
五萬三百四十七圓を超過する代金七十七圓を販売し

ニ 同年同月末頃被告會社に於て大島泰介に対し泥油三千五百立及前同
様規格の中古ドラム缶十五個を右統制額より合計一萬一千三百六十五

第四回（醜以購入）

吳市壽本
一三三
一四

增
同
登
作

增固祖資我係
火坑多祥旁

右は増岡組の資材係として増岡整作と共謀の上昭和二十二年六月三日より今年十月二十二日迄の間前后五回に亘り安藝郡船越片四ノ五葉工品販賣業小松五久より業務上に関し

繩
五
口
玉

以
一
一
口
口
枚

正當価格四万九千七百五拾円を超へて代金五万六千八百三拾円にて購入し全七千八拾円の不法超過購入したるもの

第五回（隠匿物資）被疑者

増岡 登一 作

被疑者増岡登一作は昭和二十一年二月十七日現在手持調査物資
中（電動機五十二台所持）乍らも昭和二十一年二月十七日現在
を今年三月十日迄に商工大臣に四十三台の報告し電動機九台の
申告を急ぐもの

第六回（指定生産資材在庫調整規則）

増岡 登一

増岡 登一 作

會計主任

島 小 博 人

右被疑者は共謀の上昭和二十二年一月二十五日商工農林省令第...
臨時物資需給調整法に基き指定生産資材在庫調整規則による指
定生産資材である

揮発油

三八・四六二五

重油

三四・三〇七五

灯油

二・二二四五

軽油

八・六四五五

潤滑油

一七・七〇四五

所持したる金然る油製の報告してない

第七回（横領並に物籠）

被疑者

増岡 登作

被疑者は昭和二十一年十二月初旬頃元廣第十一海軍航空隊道
京スクラップの解体した鉄屑を日本製鉄株式会社神戸製鉄所
部中国支部元支部長毛利英熊より前記鉄スクラップを渡され
自ら請負いたるものなりが被疑者は之を横領し一部は売却し一
自らの工事完遂の資材とせんが為売却した如く装ひて自己の
社置場に隠匿したるものなり
昭和二十一年十二月十八日より翌年四月十日に至る間前後二十一
に亘り

大改市住吉区浜田町四回五番地

國光製鐵鋼業株式会社

インゴット 一、二七六匁
鉄 屑 三、二六〇匁

昭和二十二年一月五日より同年四月二日に至る間前後五十五回に
亘り

廣島縣沼津郡鞆町

日本高級鉄鋼株式会社 鉄屑 二、二五六匁

昭和二十二年一月二十五日より同月二十八日に亘り前後十二回に
亘り

廣島縣呉市仁方町

大改鋼線株式会社仁方工場 鉄屑 六五〇匁

岡山縣小田郡笠岡町東浜

有限會社笠岡シヤリーング工業所

古鉄屑 四五匁

古鉄筋丸棒 一〇匁

岡山縣浅口郡玉島町大字阿賀港九六九

玉島鑄造株式會社 古鉄屑 三六八匁

岡山縣津山市

美祿物株式會社 古鉄屑 九〇匁

田舎川縣農業會 古鉄屑 五〇匁

才航制額より武松巻万九千貳百五拾円を超過して吸売し

昭和二十二年一月二十四日より今年四月十五日に至る間前後二十
九回に亘り

呉市阿賀町廣島加三阿賀玉張所

鉄屑 一、六四五匁

昭和二十二年一月八日今年二月十日に至る間前後二回に亘り

呉市阿賀町増岡組置場 鉄屑 四三八匁

昭和二十一年十二月末日頃より昭和二十二年一月二十五日に至る間前
後二十八回に亘り

安藝郡坂村増岡造船所 鉄屑 五〇三匁

(二) 昭和二十二年二月二日より今年三月四日に至る間前後二十四に亘り

呉市岩方通り岩方学校裏 鉄屑 八一匁

岩方領隣區より拾りたるもの

第八回 (セメント瓦購入) 留 田組 留 田 登 作

波 渡 有 災 中 西 交 易 町 永 隆 松 一

左 所 加 藤 初 次 郎

波 渡 有 永 隆 松 一 は 瓦 販 賣 業 を 営 み 居 る も の で
あ る が 昭 和 三 十 年 拾 貳 月 六 日 よ り 今 年 十 月 三 十 日 迄 の
間 に 於 て 留 田 登 作 と 加 藤 初 次 郎 は 共 謀 の 上 白 土
業 務 に 使 用 す る 目 的 と 以 っ て

セメント瓦白灰色 五、九、七、六、枚

を 電 力 七 千 四 百 六 拾 八 円 に 二 賜 入 し 金 六 千 五 百 四 十 五 円
の 超 過 賜 入 し た る も の。

高橋盛人
 加藤初太郎
 近藤兵次郎
 丸石孝男
 増岡金作
 高橋盛人
 加藤初太郎
 近藤兵次郎
 丸石孝男
 増岡金作

第九回（夏の間入）（物統）

被疑者住居 吳市岩方通九丁目二

セメント瓦葺き 高橋盛人
 増岡組
 加藤初太郎
 近藤兵次郎
 丸石孝男
 増岡金作

被疑者高橋盛人は昭和五年十月四日同五年八月頃迄の間に
 於て増岡組加藤初太郎外三名に對し
 セメント着色瓦四三三枚を代金拾七千七百八拾圓に
 販賣し被疑者外三名は金七千五百七拾貳圓の超
 過購入したものの

第十四回（洋行買受）
被疑者曾田組

増田登作
副社長 増田哲雄
現場主任 行成常男

右の者は共謀の上昭和三年四月七日並同月九日の兩日
二回に亘り氏名不詳の者より洋釘四樽を代金を壹万
参百円で購入し金八千四百七拾参円の超過購入した
るもの。

第十四回（隠匿藏物資）

被疑者 曾田組、 増田登作

は昭和三年二月十七日現在調査物資である重鉛引
鉄板百参拾参枚を自己に使用する目的で所持し乍
ら所定の申告を怠りたるもの。

第十三回（背任横領、物価統制令違反）

曾田組

曾田 金作

横濱造船鉄工株式会社 大 島 平 三

大島組三は日鉄より上放銅三千三屯を拂下げを受け曾田
金作と謀議の上昭和三年六月中旬頃上放銅二千七屯を
公正価格（昭三三三三）大蔵省不三三三上放銅一六三三三の処を二屯
当り一七八四超過したる屯四千四で五千屯を大蔵市田所
産業株式会社に

田所 真比天下討して販賣し

金参万五千参四の超過した価格で販賣し統額三千八百四
を横濱造船鉄工株式会社の入金とせず曾田金作の
埋立工事に入金額を使用したものなり。

第十三回（背任横領、物価統制令違反）

被疑者横濱造船鉄工株式会社々長大島平三は
曾田金作の紹介で徳山市柳ヶ交能谷組出張所
松本良一より鉄力板四十屯を購入之を横濱造船鉄工所
で昭和三年十一月頃より三年九月頃迄の間に馬穴その他
を製造し製品を六拾八万九千八百七拾七円で販賣し社長大島
平三は内式拾万五千貳百七拾参四四拾参を会計に入計し
差引四拾六万七千六百参四六拾参を株式總會及重役会
等下於て協議せず大島平三は会社の利益を稱して
曾田金作に會社において数度に亘りて利益金を
渡したるものなり。

衆甲第 七 號の爲 起 案 昭和三十三年二月廿日 決 定 昭和 年 月 日 施 行 昭和 年 月 日

7

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣

衆議院議長宛

二月十二日衆庶第五六三号を以て提出要求のあつた記録のうち出来のもの左記のとおり送付する。

追て第一項関係記録は内事局から直接提出し又第二項